

がん対策推進計画(第3次)の概要

資料2-1

第2次(H25-H29)

第1 全体目標

1. がんによる死亡者の減少
10年間でがんの年齢調整死亡率の20%減少
2. すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上
3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がんの予防
2. がんの早期発見
3. がん医療の充実
 - ① 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
 - ② がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
 - ③ がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - ④ 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
4. 相談支援と情報提供
5. がん登録
6. がん研究
7. 小児がん・希少がんへの取組
8. がん教育・普及啓発
9. 社会的な問題への取組

分野別施策を再整理

※下線は新たな計画に追加された施策
※(新)はH30年度 新規施策

第3次(H30-H35)

第1 全体目標

「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- (2) 患者本位のがん医療の実現
- (3) 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

取組みの指標

「継続的に死亡率の低減を目指す」

～ 75歳未満年齢調整死亡率を10年前に比べ概ね2割減少させ続けていく ～

第2 分野別施策

1. がん予防

がんにかからない対策
早期にがんを発見する対策

- (1) がんの1次予防
- (2) がんの早期発見、がん検診(新)
(2次予防)

2. がん医療の充実

先進的ながん医療の推進する対策

- (1) がんゲノム医療(継)
- (2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3) チーム医療
- (4) がんのリハビリテーション(新)
- (5) 支持療法(継)
- (6) 希少がん、難治性がん(継)
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7) 小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん(継)
- (8) がん登録

3. がんとの共生

がんになっても安心して暮らせる社会の構築を図る対策

- (1) がんと診断された時からの緩和ケア
- (2) 相談支援、情報提供
- (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援(新)
- (4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5) ライフステージに応じたがん対策(継)

4. これらを支える基盤の整備 県民に正しい知識を普及する対策ほか

- (1) がん研究
- (2) 人材育成
- (3) がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 県による計画の策定
3. がん患者を含めた県民の努力
4. 患者団体等との協力
5. 目標の達成状況の把握
6. 計画の見直し